

合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める決議

長崎県の市町村数は、「平成の大合併」により、79市町村から21市町に減少し、その減少率は73.4%と全国で最も合併が進んでいる。

合併した市町では、適正な行政体制の整備及び職員配置など独自の行財政改革に可能な限り努めてきたところであるが、一方で、道路等のインフラ整備、合併地域の振興策、市民の窓口となる支所等の配置などの合併市町特有の行政需要が生じている。

そのような中、地方交付税の算定の特例措置である合併算定替が今後段階的に縮減し、長崎県全体で、最終的には年間約380億円もの地方交付税の減額が見込まれ、複数の町が合併した市においては、地方交付税の約3割、歳入の約1.5割が減少する市もある。

合併算定替の縮減は、当初から想定されていたこととはいえ、現行の地方交付税の算定方法では、合併市町特有の行政需要が的確に反映されておらず、支所、公民館及び社会体育施設等の必要箇所への配置や、離島及び属島などの行政需要について、交付税算入額と決算額に大きな乖離が生じていることから、今後、合併市町の財政運営に支障をきたすことは必至である。

よって、合併市町特有の行政需要について、的確に把握し、地方交付税の算定に適切に反映させるとともに、下記の事項について実現するよう強く求めるものである。

記

血のにじむような行革努力により国家財政にも大きく寄与した合併市町に対し、喫緊の最重要課題である合併市町特有の周辺旧市町地域の維持・地域活性化のための対策を講じることができるよう、合併算定替終了により捻出される財源の相当額を還元すること。

以上決議する。

平成25年8月20日

長崎県市長会